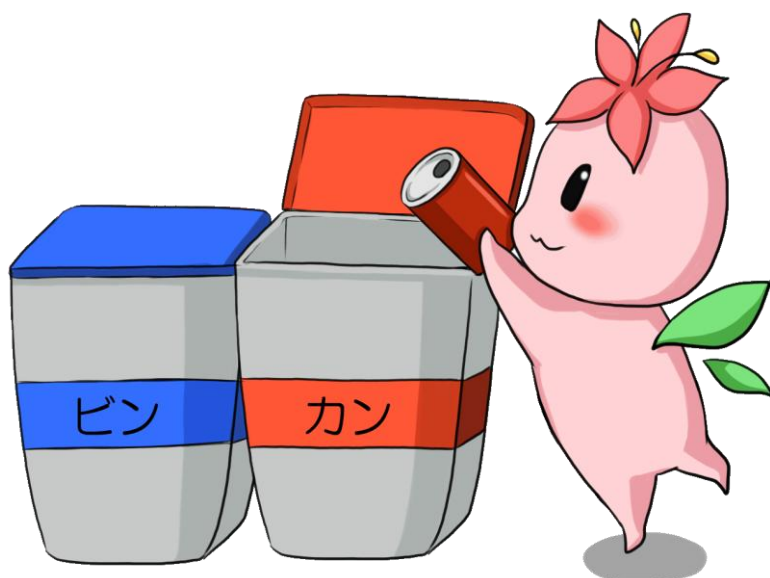


和歌山市分別収集計画（第11期）



和歌山市ごみ減量推進キャラクター リリクル

令和7年8月

和歌山市

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

和歌山市分別収集計画

令和 7 年 8 月 日

1 計画策定の意義

本市では、循環型社会の形成に向け、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 1 条に基づき、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するため、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効な利用の確保に取り組んでいる。また、一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正な処理、ごみ排出量の削減や資源化、環境負荷の低減に取り組んでいる。

本計画は、2 R（リデュース、リユース）の取組を更に推進しつつ、法第 8 条に基づいて容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを行い、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、また、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 2 R（リデュース、リユース）の取組の更なる推進
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (3) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (4) 資源化施設整備の検討
- (5) 容器包装廃棄物の分別の徹底

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 1 0 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	11,890 t	11,613 t	11,342 t	11,077 t	10,818 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 各種広報、イベントを通じた情報提供、環境教育の充実

- ① 「リリクル通信」・「リリクルネット」・「リリクルの家庭ごみ総合情報誌」・公式リリクルインスタグラム・LINE 公式アカウント等を活用し、2R（リデュース、リユース）について、市民にその意義や具体的でわかりやすい取組方法、効果等に関する情報提供を充実させる。
- ② 市内全小学校、義務教育学校の4年生を対象とした出前講座を継続するとともに、未就学児を対象とした幼稚園や保育所、認定こども園などの出前講座については、親子で参加できるようにするなど内容の充実を図っていく。また自治会等に対しても、地区の行事や会議の際に、ごみ減量推進員と協力してごみ減量意識の啓発や施策の周知を行っていく。
- ③ 本市独自のごみ減量推進キャラクターを活用してイベントに参加するなど、ごみ減量意識の醸成に向けた啓発を行う。

(2) 市民・事業者・行政、三者の連携強化

- ① 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会の活動を推進する。
- ② 市民と行政とのパイプ役となって取り組んでいるごみ減量推進員と連携し、地域の容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図る。
- ③ 方策が行政からの一方通行とならないよう市民からのアイデア募集や、ごみ減量推進員と意見交換を実施し、反映できるような体制づくりに努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、ごみ処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分
主としてスチール製の容器		かん
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙
主として段ボール製の容器		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	613t		611t		609t		607t		605t	
主としてアルミ製の容器	107t		106t		106t		105t		105t	
無色のガラス製容器	(合計) 883t		(合計) 871t		(合計) 859t		(合計) 847t		(合計) 835t	
	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 883t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 871t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 859t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 847t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 835t
茶色のガラス製容器	(合計) 851t		(合計) 839t		(合計) 827t		(合計) 816t		(合計) 805t	
	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 851t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 839t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 827t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 816t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 805t
その他の色のガラス製容器	(合計) 265t		(合計) 261t		(合計) 257t		(合計) 254t		(合計) 250t	
	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 265t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 261t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 257t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 254t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 250t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	52t		52t		52t		52t		52t	
主として段ボール製容器	362t		360t		359t		358t		357t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 275t		(合計) 274t		(合計) 273t		(合計) 272t		(合計) 271t	
	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 275t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 274t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 273t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 272t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 271t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 1,172t		(合計) 1,168t		(合計) 1,164t		(合計) 1,159t		(合計) 1,155t	
	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 1,172t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 1,168t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 1,164t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 1,159t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 1,155t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t	
	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t
うち白色トレイ	(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t	
	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t	(引 渡 量) 0t	(独 自 処 理 量) 5t
※平成28年度からプラスチック製容器包装(白色トレイを除く)の分別区分は一般ごみに変更。よって「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」は「白色トレイ」のみとなる。 見込み値についてはスーパーなどの拠点回収の実績として把握した約5を継続する。										

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- (1) 主としてスチール製の容器、主としてアルミ製の容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器及びその他の色のガラス製容器

「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」参考資料5のごみ排出量の推計結果(目標達成時)のかん又はびんの数値 × 収集の実績から算出した按分割合

- (2) 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)、主として段ボール製容器及び主として紙製の容器包装であって上記以外のもの

「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」参考資料5のごみ排出量の推計結果(目標達成時)の紙の数値 × 集団回収の実績から算出した按分割合 × 分別排出率※

※「分別排出率は市町村分別収集計画作成手引き(十一訂版)」表2-3-1のごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率を参考にした。

- (3) 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの

「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」参考資料5のごみ排出量の推計結果(目標達成時)のペットボトルの数値を使用

- (4) 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(うち白色トレイ)

スーパーなどの拠点回収の実績値を使用

1 0 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、下表のと通りの収集体制で行う。

なお、現在、スーパーマーケットなどで行っている店頭拠点回収が進んでいる白色トレイについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集運搬 実施主体	処理内容
スチール	かん	市直営・民間委託	選別・圧縮 (民間委託)
アルミ			
無色ガラス	びん	市直営・民間委託	選別・破碎 (民間委託)
茶色ガラス			
その他のガラス			
紙パック	紙	市直営・民間委託	選別・圧縮 (民間委託)
段ボール			
その他の紙			
ペットボトル	ペットボトル	市直営・民間委託	選別・圧縮・破碎 (民間委託)
その他のプラスチック	白色トレイ	拠点回収(民間)	民間ルートによる資源化

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、排出から収集・運搬に係る体制は現状のままとし、選別、圧縮、破碎等の処理を民間業者に委託して、リサイクルを推進する。

ただし、資源物の直接持ち込みについては青岸ストックヤードで受け入れ、選別・保管した後、民間業者に委託し、リサイクルを推進する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを除く。）は、平成28年4月より分別収集を廃止し、一般ごみとして混合収集し、ごみ発電（熱回収）を行っている。

令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえ、「ワンウェイプラスチック製品」など、安易に廃棄されるプラスチックごみの削減（リデュース）と、令和7年6月に連携協定を締結したリユースサイトなどさまざまな手法による製品プラスチックの再利用（リユース）を市民に紹介し、啓発・広報に取り組む。

さらに、今後の容器包装リサイクル制度の動向を注視しながら、本市に適したプラスチックの分別区分並びに回収及び処理方法について総合的に研究を行っていく。